

(参考)

次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定について

■認定と認定取得による効果について

次世代法に基づき、事業主は労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう雇用環境を整備し、次世代育成支援対策を実施するための「一般事業主行動計画(行動計画)」を策定し、101人以上の企業は一般への公表、従業員への周知を行い、都道府県労働局長に届け出ることとされています(100人以下企業は努力義務)。

事業主は、策定した「行動計画」に定めた目標を達成するなど、一定の基準(※基準適合一般事業主認定基準)を満たした場合は、申請することにより都道府県労働局長の認定(くるみん認定)を受けることができます。

認定を受けると、子育てサポート企業として、認定マーク(愛称:くるみん)を自社の商品、広告、求人広告などに表示し、子育てサポート企業であることを対外的にアピールすることができます。

その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。



基準適合一般事業主認定基準

- 1 適切な行動計画を策定したこと。 2 計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間内に次の①又は②を満たし、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」でその内容を公表していること。
 - ① 男性の育児休業等取得率10%以上
 - ② 男性の育児休業等取得者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度の利用者20%以上
- 6 計画期間に女性の育児休業等取得率75%以上であり、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」でその内容を公表していること。
- 7 3歳から小学校に入学するまでの子を育てる労働者を対象に短時間勤務制度などの制度を講じていること。
- 8 労働時間数について、①法定時間外労働・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること、かつ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- 9 次のいずれかについて、成果に関する具体的な目標を定め実施していること。
 - ① 所定外労働削減
 - ② 年次有給休暇の取得の促進
 - ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
- 10 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

社会福祉法人 一視同仁会

認定回数：1回目

事業内容：老人福祉事業

労働者数：98人（男性32人、女性66人）

所在地：石巻市宮鹿又字八幡前15番



産前産後休業や育児休業関係制度の周知や情報提供を行う目標を掲げ、リーフレットを作成して配布することで、制度の周知を行った。

また、育児休業を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う目標を掲げ、実施した。

●計画期間 令和元年11月1日～令和3年10月31日

●計画期間において小学校就学の始期に達するまでの子について、子の看護休暇を取得した

男性労働者数 1名

※労働者数が300人以下の一般事業主の特例

●計画期間において育児休業等をした女性労働者数 1名 ※育児休業取得率100%

●行動計画の目標達成状況

【目標1】産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

→各種制度についてまとめたリーフレットを作成し、配布することで制度の周知を行った。

【目標2】育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

→管理職の制度に対する知識の有無や各部署の環境を確認した上で、制度や注意すべきこと等についての研修を実施した。